

**第 79 回（令和 7 年度）国民スポーツ大会山口県代表選手選考会
成年男女 帆走指示書**

略語

DP	プロテスト委員会の裁量によるペナルティーが課される規則
NP	艇は、他艇の規則違反に対し抗議できないことを意味する。これは規則 60.1(a)を変更している。

1. 規則

1.1 本大会には、『セーリング競技規則』（以下「規則」）に定義された規則が適用される。

1.2 規則 40.1 及び第 4 章の前文を次のとおり変更する。

- (a) 規則 40.1 の最初の文章を削除し、「各競技者は衣服または個人装備を一時的に替えたり整えたりする間を除き、個人用浮揚用具を水上にいる間は常に適切に着用していなければならない。」と置き換える。
- (b) 第 4 章の前文の「第 4 章の規則は、」の後に「指示 1.3(a)によって修正された規則 40.1 を除き、」を追加する。

1.3 付則 P を適用する。

2. 競技者への通告

競技者への通告は、クラブハウス研修室南側に掲示する。

3. 帆走指示書の変更

帆走指示書の変更は、その日最初のレースのスタート 60 分前までに掲示する。ただし、レース日程の変更については、発効する前日の 18:00 までに掲示される。

4. 陸上で発する信号

4.1 陸上で発する信号は、クラブハウス南側に設置された信号柱に掲揚する。

4.2 【NP】【DP】音響 1 声と共に形容される D 旗は、「予告信号は、30 分以降に発する。」ことを意味する。艇は、この信号が発せられるまで、ハーバーを離れてはならない。「D 旗」が「クラス旗」の上に掲揚された場合、そのクラスのみに適用する。

5. 日程

5.1 大会の日程

6 月 28 日（土）	08:30	大会受付
	09:00	ブリーフィング
	09:55	最初のレースの予告信号 引き続きレース
6 月 29 日（日）	09:00	ブリーフィング
	09:55	最初のレースの予告信号 引き続きレース

5.2 最大 5 レースを予定する。

5.3 1 つのレースまたは一連のレースが間もなく始まることを艇に注意を喚起するために、レース委員会の信号艇は予告信号を発する 5 分前までに、音響 1 声とともにオレンジ色のスタート・ライン旗を掲揚する。

5.4 6 月 29 日は 15:30 より後に予告信号を発しない。

5.5 天候その他の事情により、競技日程の変更をおこなうことがある。

6. クラス旗

6.1 各クラスのクラス旗は、次のとおりとする。

470級 470級クラス旗

国スポウインドサーフィン級 国スポウインドサーフィン級クラス旗

7. レース・エリア

レース・エリアはスポーツ交流村ヨットハーバー沖とする。

8. コース

コース図に、通過すべきマークの順序及び各マークの通過する側を含むコースを示す。

9. マーク

9.1 マーク 1、2 は、緑色の円錐台形のブイとする。

9.2 指示 11 に規定される新しいマークは、黄色の円錐台形のブイとする。

9.3 スタート・マークは、スタート・ラインのスターボードの端にあるレース委員会の信号艇とポートの端にある赤色の球形ブイである。

9.4 フィニッシュ・マークは、フィニッシュ・ラインのスターボードの端にあるレース委員会の信号艇とポートの端にあるピンク色の円錐形ブイである。

10. スタート

10.1 スタート・ラインは、スターボードの端にあるスタート・マーク上にオレンジ色旗を掲揚しているポールと、ポートの端のスタート・マークのコース側との間とする。

10.2 スタート信号後 4 分より後にスタートする艇は、審問なしに「スタートしなかった(DNS)」と記録される。これは規則 A5.1 と A5.2 を変更している。

11. コースの次のレグの変更

コースの次のレグを変更するために、レース委員会は新しいマークを設置（またはフィニッシュ・ラインを移動）する。

12. フィニッシュ

フィニッシュ・ラインは、スターボードの端にあるフィニッシュ・マーク上に青色旗を掲揚しているポールと、ポートの端にあるフィニッシュ・マークのコース側の間とする。

13. タイム・リミットとターゲット・タイム

13.1 タイム・リミットとターゲット・タイムは、次の通りとする。ただし、この時間どおりにならなくても救済要求の根拠とはならない。これは規則 62.1(a)を変更している。

	タイム・リミット	マーク 1 のタイムリミット	フィニッシュ・ウィンドウ	ターゲット・タイム
470級	50 分	15 分	10 分	30 分
国スポウインドサーフィン級	40 分	15 分	10 分	25 分

13.2 先頭艇がコースを帆走して、フィニッシュ後フィニッシュ・ウィンドウ以内にフィニッシュしない艇は、審問なしに「フィニッシュしなかった(DNF)」と記録される。これは規則 35、付則 A4、A5 を変更している。

14 抗議と救済の要求

- 14.1 審問要求書は、大会事務局で入手できる。抗議および救済または審問再開の要求は、適切な締切時間内にプロテスト委員会事務局に提出されなければならない。
- 14.2 抗議締切時刻は最終レースが終了した後、またはレース委員会が、本日これ以上レースを行わないという信号を発した後、どちらか遅い方から 60 分とする。
- 14.3 レース委員会またはプロテスト委員会による抗議の通告を、規則 61.1(b)に基づき伝えるために掲示する。
- 14.4 プロテスト委員会は、ほぼ受付順に審問をおこなう。競技者への審問の時刻、場所、当事者および証人として指名された者への通告は、抗議締切時刻後 30 分以内に掲示される。
- 14.5 規則 66 に基づく審問の再開の要求は、判決を通告されてから 15 分以内に提出されなければならない。これは規則 66 を変更している。
- 14.6 プロテスト委員会の判決に対する救済要求は、判決の掲示から 15 分以内に提出されなければならない。これは規則 62.2 を変更している。

15. 得点

- 15.1 本大会は、5 レースが予定され、2 レースの完了をもって成立する。
- 15.2 (a) 5 レース未満しか完了しなかった場合、艇のシリーズの得点は、レース得点の合計とする。
(b) 5 レース以上完了した場合には、艇のシリーズの得点は、最も悪い得点を除外したレース得点の合計とする。
- 15.3 指示 17 の申告に関する手続きに誤りのあった艇に対して、レース委員会は審問なしに PTP と記録し、参加艇数+1 点の得点を与える。これは規則 63.1 及び付則 A4 および A5 を変更している。なお、引き続きのレースが行われた場合には、指示 17.1 の手続きの誤りについてはその直後のレースに、指示 17.2 および 17.4 の手続きの誤りについてはその直前のレースにペナルティーを課す。
- 15.4 提示されたレースまたはシリーズの成績結果の中に誤りがあるとして訂正を要請する場合、艇はレース委員会事務局に用意されている得点照会要請書に所定の事項を記入して訂正を要請しなければならない。

16. 【NP】 申告

- 16.1 出艇申告は署名方式で行う。出艇しようとする艇は、クラブハウス内の所定の出着艇申告書に、出艇前に署名しなければならない。
- 16.2 帰着申告は艇長（レース委員会が正当な理由があると認めた場合は、その代理人）の署名をもっておこなう。帰着した艇の艇長は、帰着後直ちに、クラブハウス内の所定の出着艇申告書に署名しなければならない。帰着申告締切時刻は、その日の最終レース終了後、またはレース委員会が、本日これ以上レースを行わないという信号を発した後、どちらか遅い方から 60 分とする。ただし、レース委員会の裁量によりこの時間を延長することがある。
- 16.3 レースの中止または延期により帰着した場合も帰着申告を行わなければならない。また、中止または延期されたレースが再開される場合、出艇前に再度出艇申告を行わなければならない。
- 16.4 リタイアしようとする艇及び引き続き行われるレースに出走しない艇は、速やかにレース海面を離れ、リタイアの意志を近くのレース委員会艇に伝えなければならない。艇長（レース委員会が正当な理由があると認めた場合は、その代理人）は、指示 17.2 の帰着申告を行ったうえでリタイア報告書を提出しなければならない。やむを得ずレース委員会艇にその旨を伝えることができなかった場合は、リタイア報告書にその理由を記入しなければならない。

17. 【NP】安全規定

17.1 【DP】レース艇が自ら救助を求める場合は、救助する船に対して片手を高く上げて合図を送ること。

17.2 レース委員会は、危険な状態にあると判断したレース艇に対し、リタイアの勧告及び強制的に救助を行うことができる。これは救済の根拠にはならない。これは規則 62.1(a)を変更している。

18. 【NP】【DP】装備の交換

損傷または紛失した装備の交換は、レース委員会の承認なしには許可されない。交換要請は、最初の適当な機会にレース委員会におこなわなければならない。

19. 【NP】【DP】無線通信

レース艇は、レース中に無線の送受信をおこなってはならない。この制限は携帯電話および GPS にも適用する。

20. ごみの処分

ごみは、支援艇または大会運営艇に渡してもよい。

21. 選考

第 79 回国民スポーツ大会山口県代表選手選考実施要項に基づき、選考する。

22. リスク・ステートメント

RRS3 には『レースに参加するか、またはレースを続けるかについての艇の決定の責任は、その艇のみにある。』とある。大会に参加することによって、それぞれの競技者は、セーリングには内在するリスクがあり、潜在的な危険を伴う行動であることに合意し、認めることになる。これらのリスクには、強風、荒れた海、天候の突然の変化、機器の故障、艇の操船の誤り、他艇の未熟な操船術、バランスの悪い不安定な足場、疲労による傷害のリスク増大などがある。セーリングスポーツに固有なのは、溺死、心的外傷、低体温症、その他の原因による一生消えない重篤な障害、死亡のリスクである。

23. 故意または過失によって生じた損害の補償

主催団体は、競技者または支援者に対して、その故意または過失によって生じたすべての損害の補償を命じることができる。その損害の補償に関しては、レース委員会の査定に従うものとする。

【コース図】

<コース> S-1-2-1-2-F

